



「銀行口座の売買に関する犯罪とは？」

他人になりすまして口座を作ったり、口座を売買したりすることは犯罪です。

銀行口座の売買は、口座を買う側だけでなく、売る側も罪に問われます。他人になりすまして口座を開設することも犯罪です。また、売買された口座は、振り込め詐欺(オレオレ詐欺)、資金洗浄(マネー・ローンダーリング)、国際犯罪組織やテロ組織の資金受渡しなど、さまざまな犯罪で悪用される危険があります。

銀行口座の売買 チェックリスト 犯罪に加担していませんか？

- インターネットやダイレクトメールで、「使わなくなった口座を売って、お小遣い稼ぎしませんか?」と誘われた。
- 自分が開設した口座を、他の人に貸したり売ったりしたことがある。
- 全く使っていない口座を放置している。

手口1：口座の売買を持ちかける。

インターネットやダイレクトメールで、「眠っている口座でおこづかい稼ぎしませんか?」などと銀行口座の売買を持ちかけ、連絡してきた者を取り引きをする。

手口2：他人になりすまして口座を作らせる。

インターネットの掲示板や電子メールなどで「手軽に高収入が得られるバイトがあります」などと呼びかけ、連絡してきた者に他人になりすまして預金口座を作らせ、引きかえに報酬を支払う。

※平成16年の法律改正により、他人になりすまして口座開設を行ったり、預金通帳やキャッシュカードなどを他人から譲り受けたり、他人に売り渡したりすることは犯罪となりました。

手口3：口座の不正利用

犯罪者の手に渡った口座は、振り込め詐欺(オレオレ詐欺)、資金洗浄(マネー・ローンダーリング)、国際犯罪組織やテロ組織の資金受渡しなど、さまざまな犯罪に悪用される。

被害状況

■口座の不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約件数(合計)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年4月～6月
25,844	51,042	42,127	10,891

<全国銀行協会による調査結果より(調査対象:全銀協正会員・準会員184行)>

マギー's アドバイス 銀行口座の売買から身を守るポイント

その1 甘い誘いには気をつけないとね。口座を売ったりすると、あなたも犯罪者になってしまうよ。

その2 あなたが譲った口座は、振り込め詐欺や凶悪犯罪に使われて、いろんな人を苦しめることになるからね。犯罪の片棒を担いじゃダメよ。

その3 使わなくなった通帳やキャッシュカードがあったら、早めに解約してね。盗まれたり紛失したりして、気づかぬうちに犯罪に利用されることもあるからね。

